

令和2年第1回

小中学校組合議会定例会会議録

開催日 令和2年2月13日

南あわじ市・洲本市小中学校組合

令和2年第1回 南あわじ市・洲本市小中学校組合議会定例会

令和2年2月13日(木)

午前10時20分 開議

議事日程(第1号)

- 日程第1. 仮議席の指定
- 日程第2. 議長の選挙
- 日程第3. 会議録署名議員の指名
- 日程第4. 会期の決定
- 日程第5. 議案第1号 令和元年度南あわじ市・洲本市小中学校組合一般会計補正
予算(第2号)
- 日程第6. 議案第2号 令和2年度南あわじ市・洲本市小中学校組合一般会計予算
- 日程第7. 議案第3号 職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の
一部を改正する条例制定について
- 日程第8. 議案第4号 南あわじ市・洲本市小中学校組合議会の議員その他非常勤
の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条
例制定について
- 日程第9. 議案第5号 南あわじ市・洲本市小中学校組合監査委員条例の一部を改
正する条例制定について
- 日程第10. 議案第6号 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する
条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第11. 議案第7号 証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例制定
について
- 日程第12. 議案第8号 職務に専念する義務の特例に関する条例の一部を改正する

条例制定について

- 日程第13. 議案第9号 南あわじ市・洲本市小中学校組合職員定数条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第14. 議案第10号 南あわじ市・洲本市小中学校組合情報公開条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第15. 議案第11号 南あわじ市・洲本市組合立学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第16. 議案第12号 南あわじ市・洲本市小中学校組合条例の整備に関する特別措置条例を廃止する条例制定について
- 日程第17. 議案第13号 南あわじ市・洲本市小中学校組合行政手続条例制定について
- 日程第18. 議案第14号 南あわじ市・洲本市小中学校組合行政不服審査会条例制定について
- 日程第19. 議案第15号 南あわじ市・洲本市小中学校組合教育に関する事務の点検及び評価委員会条例制定について
- 日程第20. 議案第16号 南あわじ市・洲本市小中学校組合いじめ問題対策連絡協議会等条例制定について
- 日程第21. 議案第17号 南あわじ市・洲本市小中学校組合個人情報保護条例制定について
- 日程第22. 議案第18号 南あわじ市・洲本市小中学校組合職員の分限及び懲戒に関する手続及び効果に関する条例制定について
- 日程第23. 議案第19号 南あわじ市・洲本市小中学校組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例制定について
- 日程第24. 議案第20号 南あわじ市・洲本市小中学校組合行政財産使用料徴収条例制定について

会議に付した事件

- 日程第1. 仮議席の指定
- 日程第2. 議長の選挙
- 日程第3. 会議録署名議員の指名
- 日程第4. 会期の決定
- 日程第5. 議案第1号
- 日程第6. 議案第2号
- 日程第7. 議案第3号
- 日程第8. 議案第4号
- 日程第9. 議案第5号
- 日程第10. 議案第6号
- 日程第11. 議案第7号
- 日程第12. 議案第8号
- 日程第13. 議案第9号
- 日程第14. 議案第10号
- 日程第15. 議案第11号
- 日程第16. 議案第12号
- 日程第17. 議案第13号
- 日程第18. 議案第14号
- 日程第19. 議案第15号
- 日程第20. 議案第16号
- 日程第21. 議案第17号
- 日程第22. 議案第18号

日程第23. 議案第19号

日程第24. 議案第20号

出席議員（10名）

1 番	小嶋耕造君	2 番	木戸一善君
3 番	柳川真一君	4 番	近藤昭文君
5 番	間森和生君	6 番	多田宗儀君
7 番	長尾重信君	8 番	土井巧君
9 番	小島一君	10 番	太田康文君

欠席議員（0名）

事務局出席職員職氏名

教育総務課長	中村尚之君
教育総務課副課長	廣瀬ちさ君
教育総務課係長	板野あゆ美君

説明のため出席した者の職氏名

管 理 者	守本憲弘君
副管理者洲本市長	竹内通弘君
副管理者南あわじ市副市長	馬部総一郎君
小中学校組合教育長	浅井伸行君
洲本市教育長	本條滋人君
会計管理者	河井達雄君
教育次長	仲山和史君
学校教育課長	山川直樹君

午前10時20分 開会

○副議長（間森和生君） おはようございます。地方自治法第106条の規定により、議長の職務を行います。何とぞ御協力をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日、令和2年第1回南あわじ市・洲本市小中学校組合議会定例会を招集されたところ、議員並びに執行部各位には公私何かと御多用のところ御出席いただき、ここに開会の運びとなりましたことを、心から厚く御礼申し上げます。

さて、本日付議されています案件は令和元年度一般会計補正予算（第2号）、令和2年度一般会計予算、条例改正案件の20件で、いずれも重要案件であります。

議員各位には慎重御審議の上、適切な御決定を賜りますようお願い申し上げ、開会に当たっての挨拶といたします。

開会に先立ちまして、管理者より挨拶がございます。

管理者、南あわじ市長、守本憲弘君。

○管理者（守本憲弘君） おはようございます。開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。令和2年第1回南あわじ市・洲本市小中学校組合議会定例会を招集させていただきましたところ、議員の皆様方におかれましてはまことに何かと御多用にもかかわらず、御参集を賜りましてまことにありがとうございます。厚く御礼を申し上げます。

令和2年も早いものでひと月と約半月が経過をしようとしております。ことしは記録的な暖冬のせいもございまして、例年よりも寒気の緩みも早くなりまして、沿道に植えられております梅や水仙の花ももう既に見ごろを迎えるということで、春の訪れも感じられる、きょうこのごろになっております。

一方で心配なニュースとしまして、新型コロナウイルスの感染がさらに拡大をする様相を見せているということとともに、インフルエンザの流行期も依然と続いており

まして子供たち、あるいは学校関係者はもとより皆様方におかれましても、うがい・手洗い等の予防対策を御励行いただきまして、健康管理には万全を期していただきま
すよう、よろしくお願い申し上げたいところでございます。

本日御提案を申し上げ御審議いただきます案件は、先日御送付申し上げましたよう
に、令和元年度一般会計補正予算、令和2年度一般会計予算、条例制定案件でござい
ます。

議員の皆様方におかれましては、何とぞ慎重御審議をいただき、適切妥当な御決定
を賜りますことをお願い申し上げまして、まことに簡単でございますが開会の御挨拶
とさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○副議長（間森和生君） 管理者の挨拶が終わりました。ただいまの出席議員は10名
であります。

定足数に達しております。よって、令和2年第1回南あわじ市・洲本市小中学校組
合議会定例会を開会します。本日の議事日程はあらかじめお手元に配付のとおりであ
ります。

直ちに日程に入ります。

日程第1、仮議席の指定を行います。仮議席はただいま着席の議席といたします。

日程第2、議長の選挙を行います。お諮りします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選
により行いたいと思います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（間森和生君） これに御異議ありませんか。御異議なしと認めます。よって
選挙の方法は指名推選によることに決しました。お諮りをします。指名の方法につい
ては私が指名することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（間森和生君） 御異議なしと認めます。よって選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りをします。指名の方法については私が指名することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（間森和生君） 御異議なしと認めます。したがって、私が指名することに決しました。

それでは、議長に太田康文君を指名します。

お諮りをします。ただいま指名いたしました、太田康文君を議長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（間森和生君） 御異議なしと認めます。したがって、ただいま指名いたしました太田康文君が議長に当選されました。ただいま、議長に当選されました太田康文君が議場におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定により当選人の告知をいたします。

それでは、当選の承諾を兼ねて就任の挨拶をお願いいたします。

太田康文君。

○議長（太田康文君） 議長就任に当たり、一言御挨拶申し上げます。このたび、議員各位の御推挙により南あわじ市・洲本市小中学校組合議会議長の要職につくことになりましたことは、まことに身に余る光栄であり、謹んで厚く御礼申し上げます。

もとより、浅学非才ではありますが、議長として全力を傾け、公正かつ円滑な議会運営のため、誠心誠意努力する所存であります。何とぞ議員各位には一層の御支援、御鞭撻を賜りますとともに、執行部各位におかれましては格別の協力を賜りますようお願い申し上げます。以上で議長就任の御挨拶といたします。

○副議長（間森和生君） 挨拶が終わりました。以上で議長としての職務は終了いたし

ました。議長と議長席を交代します。暫時休憩します。

(休 憩)

○議長（太田康文君） 再開します。

日程第3、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第79条の規定により、議長より指名します。

4番、近藤昭文君、5番、間森和生君にお願いします。

日程第4、会期の決定を議題とします。お諮りします。

今期定例会の会期は、本日1日間にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（太田康文君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間にいたします。

日程第5、議案第1号、令和元年度南あわじ市・洲本市小中学校組合一般会計補正予算（第2号）を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。教育次長。

○教育次長（仲山和史君） ただいま上程いただきました議案第1号、令和元年度南あわじ市・洲本市小中学校組合一般会計補正予算（第2号）の提案理由の御説明を申し上げます。

この補正予算は情報通信ネットワーク環境施設整備事業の追加による歳入歳出の補正でございます。

1ページをお開きいただきたいと思います。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,740万円を追加し、歳入歳出予算の総額を1億7,712万4,000円とするものでございます。

3ページ第2表が繰越明許費、4ページ第3表が地方債補正でございます。義務教育施設整備事業にかかる地方債の補正でございます。

続きまして、歳入の御説明をさせていただきます。2ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正でございます。

3款、国庫支出金1,870万円を追加し、1,882万5,000円とするもの

でございます。通信上、情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金の追加でございます。

次に8款、組合債1, 870万円を追加し、2, 420万円とするものでございます。義務教育施設整備事業にかかる学校教育債の追加でございます。

続きまして、歳出でございます。3款、教育費3, 740万円を追加し1億5, 953万3, 000円とするものでございます。教育総務費の追加でございます。実施設委託料と校内ネットワーク整備工事費でございます。

以上で、議案第1号、令和元年度南あわじ市・洲本市小中学校組合一般会計補正予算(第2号)につきましての提案理由の説明とさせていただきます。

慎重御審議の上、適切なる御決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長(太田康文君) 提案理由の説明が終わりました。これより質疑を行います。

質疑は歳入歳出合わせて全般で行います。質疑はありますか。

長尾重信議員。

○長尾重信君 済みません。議長の御指名をいただきましたので、質問をさせていただきます。

確認ということでございますが、先ほど次長からお話ありましたように、補助金、国庫補助金ですけども、これにつきましては国のGIGAスクール構想実現に向けた補正予算措置かと思われんですけども、この補助率は幾らになるのか、1点です。

それから起債、地方債の関係ですけども、地方債についてこの予算から見れば補助残額の100%充当ということになつとるようでございますけれども、これにつきまして地方債そのものがどういう種類といいますか、補正予算債というものであるのかどうかというのと、この充当率がこれから見ると100%ということになってございます。

そうしますと、前回にも少し質問等させていただきましたが、監査委員さんの御指摘がありましたように、事業する上でできるだけ後年度の負担を抑えていきなさいよ

というような話があったかと思います。これにつきましても18,700,000円の地方債というものを計上しておりますが、これは後年度にどのような負担になっていくのかということが考えられます。

1つは補正予算債ということで充当していくということになれば交付税歳入が考えられるかと思いますが、このもし御存じでしたら交付税歳入、いかほどの率で入ってくるかということで、今後の財政負担という部分で軽減していくんだということの御説明、少しでもしていただけたらなと思って御質問いたします。

○議長（太田康文君） 教育次長。

○教育次長（仲山和史君） まず最初の補助率でございます。国庫補助率につきましては、事業費の2分の1でございます。あと、その補助残のうちの交付税措置分が60%ということになりますので、市の実質持ち出しは20%という部分でございます。

あと、ちょっとお待ちいただいてよろしいですか。

○議長（太田康文君） 暫時休憩します。

（休 憩）

○議長（太田康文君） 再開します。

教育次長。

○教育次長（仲山和史君） 先ほどの答弁で補助率2分の1と交付税が補助残の60%という部分でお答えとさせていただきたいと思います。

○議長（太田康文君） よろしいですか。長尾重信議員。

○長尾重信君 次長のほうから補助残という言葉でしたけれども、地方債の60%が地方税歳入、交付税歳入されるということかと思われまます。これらを受けまして、もし手元にでもお持ちでしたら、今後の地方債の償還計画っていうのをお持ちでしたら、今後どういうふう反映していくかという部分で財政負担の軽減の話にはなってきますけれども、この事業を取り組んでいく上では地方債に頼っていかねばならないという部分はわかりますけれども、できるだけ後年度の負担を減らすという部分で、

監査委員さんの意見を尊重して取り組んでいただいているのかどうかという部分での償還計画という話を出しましたが、もしお持ちでなかったら結構です。

○議長（太田康文君） 教育次長。

○教育次長（仲山和史君） 申しわけございません。その償還の計画については現在持ち合わせておりません。

○議長（太田康文君） よろしいですか。他に、質疑ありませんか。

これで質疑を終結します。

これより討論を行います。通告がありませんので討論なしと認めます。

議案第1号、令和元年度南あわじ市・洲本市小中学校組合一般会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（太田康文君） 異議なしと認めます。したがって議案第1号、令和元年度南あわじ市・洲本市小中学校組合一般会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第2号、令和2年度南あわじ市・洲本市小中学校組合一般会計予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。教育次長。

○教育次長（仲山和史君） ただいま上程をいただきました、議案第2号、令和2年度南あわじ市・洲本市小中学校組合一般会計予算について御説明を申し上げます。

令和2年度当初予算につきましては小中学校組合運営に係る総務経費、広田小中学校の学校教育に係る経費が主なものでございます。

まず1ページをお願いいたします。第1条で歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ、1億2,820万8,000円と定めるものでございます。

次に第2条、地方自治法第235条の3、第2項の規定による一時借入金の借入の

最高額は1億円と定めるものでございます。

続きまして、歳入歳出予算について事項別明細書により御説明を申し上げます。

まず、歳入でございます。5ページをお開き願います。1款、分担金及び負担金、1項、分担金、1億2,582万1,000円、南あわじ市、洲本市からの分担金でございます。なお、分担金につきましては当該年度の学校基本調査の児童生徒数、当初予算は見込み数により案分をさせていただいております。

2款、使用料及び手数料、1項、使用料、43万円。学校体育施設使用料でございます。

3款、国庫支出金、1項、国庫補助金、10万1,000円。特別支援教育就学奨励費補助金及び要保護生徒援助費補助金でございます。

次に6ページをごらん願います。4款、県支出金、1項、県補助金、125万円。小学校体験活動事業補助金、トライやるウィーク推進事業補助金、わくわくオーケストラ教室バス利用事業補助金、スクールソーシャルワーカー配置事業補助金でございます。

2項、県委託金、35万円、ひょうごがんばりタイム事業委託金でございます。

5款、寄附金、1項、寄附金、1,000円、科目設定でございます。

続いて7ページをお開き願います。6款、繰越金、1項、繰越金、1目、繰越金、1,000円。科目設定でございます。

7款、諸収入、1項、雑入、25万4,000円、日本スポーツ振興センター保護者負担金等でございます。

次に組合債でございますが、令和2年度につきましてはございませんので、廃款としております。

続きまして、歳出でございます。8ページをごらんください。1款、議会費、1項、議会費、81万円、議員報酬が主なものでございます。

2款、総務費、1項、総務管理費、67万5,000円、小中学校組合運営にかか

る総務経費でございます。

次に9ページをお開き願います。2項、監査委員費、7万円、委員報酬でございます。

3款、教育費、1項、教育総務費、5,831万7,000円でございます。

1目、教育委員会費が79万4,000円、教育委員会の運営経費でございます。教育委員報酬が主なものでございます。

2目、事務局費、2,143万3,000円、事務局職員人件費負担金が主なものでございます。

3目、教育振興費、3,609万円、9ページ下段から10ページでございます。小中学校会計年度任用職員、これにつきましては特別支援教育支援員、スクールソーシャルワーカー、がんばりタイムの講師、部活動指導員等の報酬、職員手当、共済費でございます。それと、電算関連借上げ料、各種負担金、補助金、小中学校就学援助費などが主なものでございます。

11ページをお開き願います。2項、小学校費、2,721万8,000円、1目、学校管理費、1,630万円、学校医の報酬、会計年度任用職員、これにつきましては学校用務員の分でございます。それらの報酬、職員手当、共済費、また光熱水費、修繕料、各種手数料、そこから12ページにかけまして各学校施設の維持管理委託料、校舎等営繕工事費、備品購入費などが主なものでございます。

13ページをお開き願います。2目、教育振興費、1,091万8,000円、消耗品費、備品購入費、外国人講師招致事業負担金、小学校体験活動事業補助金などが主なものでございます。

次に、14ページから15ページをお願いいたします。3項、中学校費、2,673万8,000円で、1目、学校管理費、1,837万円、会計年度任用職員、これ学校用務員の分でございます。それらの報酬、職員手当、共済費、あと光熱水費、修繕料、各種手数料、各学校施設維持管理委託料、校舎等営繕工事費などが主なもので

ございます。

16ページをお願いいたします。2目、教育振興費、836万8,000円、これは選手派遣にかかる車の借上げ料、外国人講師招致事業負担金、トライやるウィーク推進事業補助金、当該選手派遣費補助金などが主なものでございます。

続きまして、17ページでございます。4款、公債費、1項、公債費、1,338万円、組合債償還元金及び償還利子でございます。

5款、予備費、1項、予備費、100万円でございます。

18ページは給与費明細書、19ページには債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額または支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書でございます。20ページは地方債に関する調書でございます。それぞれごらんおきをいただきたいと思います。

以上で、議案第2号令和2年度南あわじ市・洲本市小中学校組合一般会計予算の提案理由の説明とさせていただきます。慎重御審議の上、適切なる御決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（太田康文君） 提案理由の説明が終わりました。これより質疑を行います。

質疑は歳入については一括で、歳出については何区分かに分けて行います。

それでは、5ページから7ページ、歳入について質疑はございませんか。

長尾重信議員。

○長尾重信君 御指名をいただきましたので、少し確認だけをさせていただけたらと思います。

歳入ですけど、ページが5ページで歳入の2款、1項、使用料の関係ですけども、ここでは学校施設使用料ということで計上されてございますが、今日会議の後半で議案という部分であると思っておりますけども、行政財産の使用料徴収条例が計上、議案としてあがってきておるようでございますが、それに伴う学校施設なり学校、土地ですね、それに対して行政財産の使用料等が発生しないのかどうか、もし発生するのであれば

予算計上すべきでなかったのかなというように思われますが。

○議長（太田康文君） 教育次長。

○教育次長（仲山和史君） 今おっしゃっていただいた、土地の使用料という部分かと思うんですが、財産の中に土地で使用料をいただく部分はなかったと承知をしております。

○議長（太田康文君） よろしいですか。他に、質疑ございませんか。

では続きまして、歳出のほうに移ります。8ページ、1目、議会費から10ページ3目、教育振興費にかかる分の質疑はございませんか。

木戸一善議員。

○木戸一善君 前回、11月にも御質問させていただいたんですが、明確に全くお答えいただけなかった点について、再度改めてこの場で御質問させていただきたいと思えます。

まず8ページ、歳出の中の総務管理費の、申しわけないです、9ページでした。

9ページの3、教育費、教育総務費の中の交際費、教育長さんの交際費、約40,000円ほどですけども、これについて再度御確認のために、まずは事実確認というのをしないと、もう議論が拡散してしまいますので、はっきりと事実確認をまずは教えていただきたい。その中で、できれば当の教育長さんが一番出席されてるので、おわかりかと思えますので、教育長さんに御答弁いただけたらなというふうに考えました。要は質問のまず1点は交際費の中身を詳細に教えていただきたいという点でございます。詳細にということなんですけどもね、それは1つ、まず1点目、時期はいつなんでしょう。要は最近直近のもので結構ですけども、時期は令和何年何月でしたか。

2点目は場所はどこですか、と。要は〇〇ホール会議室であるとか、〇〇ホテルであるとか。そういったところの名称を教えていただきたい。これが2点目でございます。

3点目は会議名は何だったでしょうかと。〇〇との懇親会とか、〇〇との送別会で

あるとか、そう言ったのを具体的に教えていただきたい。これが3点目。

4番目は他の参加者、要は教育長さん以外の他の参加者。これは個人名称っていうのは、個人情報の関係もあろうかとは思いますが、組織名と役職名、総数何名程度だったですかねというところを、詳細な4点目を教えていただきたい。

5点目、飲食費であれば、これあくまでも仮定の質問ですけども、飲食費であれば弁当なのか料理なのか、またアルコールのあったかなかったか。要はアルコールの有無でございます。

6点目、最後、約4万円の内訳。何人分の何回分ですかという。そういったところを、全体押しなべて中身を詳細に教えていただきたい。ここがぐらつくと議論が拡散してしまいますので、いうところの思いでございます。

もし今私ばつと言いましたですけども、確認ができなかった分については逆質問していただいて結構です。以上です。

○議長（太田康文君） 教育長。

○教育長（浅井伸行君） 私のほうで覚えている分だけ答えさせていただきます。そのあと次長のほうから書類の補足する答弁があるんかと思っております。

まずは近々の教育長として参加した会ですけども、全淡の校長会の研修と及びその情報交換会ということでさせていただいてる。1月24日であります。

1月の24日は、ホテル&リゾート南淡路が会場でございます。そのときは飲食とそれとお酒のほうも出たというふうに承知しております。以上です。

○議長（太田康文君） 教育次長。

○教育次長（仲山和史君） 補足と言いますか、過去に遡っての支出について御説明をさせていただきます。

平成29年度をまずお知らせをさせていただきます。平成29年度の支出総額につきましては2万5,500円、回数にしまして6回出ております。それ主なもの申し上げます。近畿都市教育長会議の交流会の負担金。あと南あわじ市連合PTAの総会

懇話会の会費と全県教育委員会夏季研修会の情報交換会。全淡小中学校退職校長会の送別会。全淡小中学校校長会の懇親会等への支出がございまして、合計で25,500円というところでございます。

平成30年度につきましては、トータルが3万500円でございます。内訳等々につきましては、これはまた近畿都市教育長会議の交流会。あと南あわじ市連合PTAの総会の懇話会。全淡小中学校の退職校長会の送別会。全県教育委員会の夏季研修会の情報交換会。あと兵庫県の中学校総合体育大会のレセプションの会費。あと元中学校校長様の香典というような支出になってございます。

平成31年度、令和元年度につきましては、まだ年度途中でございますが、現在のところ支出は2万1,250円、これにつきましてもほぼ同じようなものですが、近畿都市教育長会議の交流会の負担金と、南あわじ市連合PTAの総会の懇親会費、あと淡路地区の教育長会議の懇親会。あと先ほど出ました、直近では1月24日の全淡小中学校の校長会の懇親会というようなところがございます。

○議長（太田康文君） 木戸一善議員。

○木戸一善君 いろいろと詳細にお教えいただいたわけですが、聞かせていただいた感想ですが、ちょっといろいろとその会議の場が多数あったというところなんで、非常に1回あたりっていうのは金額的には小さいかなというふうには思うんですけども。若干飲食と酒ありというところ、それもやっぱり市民の税金で使われるところ、それと校長さんとの退職送別会というのも実際に使われてる、至便されてる。個々、個別にね、具体的に金額がちょっとこの場ではわからなかったんですけども、そういったもろもろ含めて、金額の大小じゃないですけども、2点目の質問としましてね、交際費の妥当性の判断指標っていうのは、私、2つあると考えてるんです。

まず1点目は公益性があるのかなのかと。2点目はやはり社会通念上それが妥当なかどうかと。この2つの視点でもって御判断されるべきかなと私は考えてございます。

やっぱり市民税を資としている以上は、やっぱり公共性がなければならない。ただ公益性といいましてもいろいろ解釈はあろうかと思うんですけども、実際に教育長さんがいろんな場に出向いて行って、いろいろ意見交換される、それはよしだと思うんです。そういった意見交換をされた中で今後の教育行政に反映すべきいいヒントとか、いい会話が得られた、それって公益性あるでしょうということも思っています、正直に。そういったところがあるんですけども、じゃあそれはそれで私会議自体は否定してるんじゃないくて、あくまでも個人負担でいいんじゃないんですかっていうところ。そこがやっぱりひっかかるというところがいま1点ございます。

そういう意味で交際費の妥当性の判断指標として、1つには公益性のあるかないかという。どういったところで公益性があると御判断されているかっていうところ。じゃあ公益性があるということであれば、次のステップとして社会通念上その内容をね、酒を含めてですけども社会通念上妥当な範囲内なのかどうかいうところをどうお考えでしょうかというところ。

3点目は、同じ特別職の地方公務員でありながら、私前回お話をさせていただきましたように、同じ市の市長さんから委託されている特別職の委員さんがこれ11月にもお話しさせていただきましたですけども、一方では自粛されている、これが現実なんです。そういった状況の中でこの矛盾をね、一方の特別職である委員さんは自粛されているのに、一方の教育長さんという特別職の方がこういったところを支弁されている、使われている、いったところの矛盾点ね。以上3点ですけども、2点目の質問としてちょっと御答弁いただければなど。

ただ私も教育長さんの心情はお察ししますけども、教育長さん自身が判断された話じゃないでしょうし、役所の体質っていうと前例主義というのもあろうかと思えますし、これ1点だけを突破しちゃいますとほかにも波及するという、そういったところのこともお考えなのかなと、行政としては、いったところもあるんで。教育長さん御自身はもやもやとした気分があるかとは思いますが、

以上、2点目の質問として御答弁いただければありがたいかなというところがございます。以上です。

これは済みません、教育長さん、担当の方で結構です。

○議長（太田康文君） 教育次長。

○教育次長（仲山和史君） まず、1点目の交際費という部分でございますので、説明をさせていただきたいと思います。

まず交際費というのは、一般的に地方公共団体の長またはその執行機関が行政執行上あるいは当該団体の利益のために当該団体を代表して、外部との折衝等をするために要する経費であるというふうな解釈をしてございます。そういうことも勘案しながら地方公共団体も一応社会の一構成員として社会的な実態を有し活動している以上、外部との接遇等を行いながら、これに要する経費を交際費として公金をもって充てることは認められるべきという行政実例も出ておるところでございます。

あと、市長の交際費については、南あわじ市長の交際費の支出基準というのはございます。教育長につきましてもその支出基準に基づいて運用をしておるところでございます。いずれの支出も教育委員会を代表して外部との折衝また情報とか意見交換、友好、信頼関係の維持増進を図るために必要な経費であるというふうに認識をしてございますし、社会通念上儀礼の範囲内で適正に執行されておるというふうに事務局としては判断をしておるところでございます。

○議長（太田康文君） よろしいですか。はい、木戸一善議員。

○木戸一善君 お気持ちというか、思いは聞かせていただきましたけども、やっぱり御答弁は明後日の方向を向いてるのかなと。これは私個人的に思いますけど。

この場でいろいろ議論させていただいても、これは平行線かと思います。ただ1つにはね、この矛盾をどう説明されますかっていうところ。そこはお答えいただけなかったかなというところがございますけども。限られた時間の中で議会を終わらすというのも勤めでございますので、長々とは申しませんが、やっぱり質問したところ

は的確にお答えいただければありがたいかなと思うんですけど、その矛盾点はっていうとどう解釈されますかっていうと、お答えがないからじゃないんですかと、私は思いますけど。

で、3点目。3点目、コンプライアンス規定とか倫理規定っていうのもね、やっぱり公務員である以上はそれはしっかりもっとくべきだと思います。そういった状況の中で今聞かしていただいた、その教育長さんの支出基準に基づいて行っているっていうところ、御答弁いただきましたですけども。私の本音としましては、その支出基準に基づいて行ってますからという、そういう御答弁っていうのは私自身は論外だと思います。そんなところを聞いてないんです。じゃあ何でそういう支出基準になるんですかっていうところ。そこを深く御答弁いただければありがたいかなというところがございます。

いや、内規がこうなってますから、支出基準がこうなってますからって、それって全然理由になってないと思います。いや、その内規の妥当性まで突っ込んで議論、聞いておるところでございますのでね。というところで、ちょっと私の思いのたけも質問させていただきましたですけども、やはり管理者さんの御答弁というのは気持ちとか思いの御答弁に終始徹してしまってるのかなというところで、本当に聞きたいところのその心っていうのは、やっぱりこの場でも聞かせていただけなかったのかなと、そこが非常に残念でございます。以上でございます。

○議長（太田康文君） 教育長。

○教育長（浅井伸行君） 十分お答えし切れなかった部分があるのかなとは思いますが、これについてはいろんな考え方があるだろうとは思いますが。ちょっと補足させてもらいますけども、公益性というふうな1つ目の質問の、公益性というふうな部分を答弁さしてもらったら、例えば校長会と懇親会両方がかかると、そのときがいわゆる人事とか学校の状況を知る貴重な機会になると、それが次の学校運営の支援というふうな形での施策に結びついてるというふうに考えております。人事、それとこ

の意見交換会が生まれたのは、スクールチャレンジ事業と、ここにも挙げさせてもらってますけども、そういうふうな施策に結びついてるといことはあるんじゃないかと思います。全部答弁はできませんけど、校長会の意見交換ということ为例に答弁させてもらいました。

それと2つ目の妥当性ということですけども、一般の方々の意見、そういうふうな意見もあるということは十分承知しております。ただ、そうとは言いながら他市の状況も調べさせてもらう中で、これが本当に妥当でないというふうなことが言いきれるのかというところら辺は調べさせてもらいました。他市の状況も様子を見ながら前にも答弁させてもらいましたけども、他市の状況も調べさせてもらいながらニーズに合うような対応をしていきたいと。今のところは内規という形で作らせていただいて、それで判断させてもらってるということになるだろうと思います。

それと、特別職という形で差があるんじゃないかというふうな話がありましたけど、特別職でもどういう職責に当たってるかということで、そこら辺は変わってくるのかなとは個人的には思っております。

以上、答弁になったかどうかわかりませんが、答えさせていただきました。

○議長（太田康文君） 他に質疑ございますでしょうか。

次に11ページ、済みません。

○木戸一善君 済みません、申しわけないです。12ページはまだ行ってなかった。

○議長（太田康文君） はい。行ってないです。今から11から13ページいきます。

それでは、次に、済みません。長尾重信議員。

○長尾重信君 済みません。議長の指名をいただきましたので、質問、確認等をさせていただきます。

ページ数は8ページでございますが、総務費の総務管理費の中の一般管理かと思いますが、その中で1節の報酬につきましては公務災害補償、審査委員会の報酬が計上されておられますけども、先ほどと質問が同じようなことになるわけですけどもこの

たび新規に条例制定する中に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づいた組合立の教育に関する事務の点検及び評価条例が上程されておるかと思えますけども、その中には委員会を組織するという事になってございます。これにつきましては先ほど言いました、法の部分の26条の中に、毎年それぞれ教育委員会につきましては事務の点検等、評価をして報告するという事になって、それに基づいて市あるいは組合が南あわじ市の教育点検評価という冊子を出しているのかなと思えますけども、これにつきましては今回条例制定することによりまして、評価なりの委員会の開催はされるかと思えますけども、これにつきましては先ほど言いましたように、報酬のところに挙がっていないということにつきまして、どのようにされてるのかなというところで、1点の質問でございます。

もし市と同じ委員さんで、同時に開催しておるといような話であるんならば、その案分的な金額も挙がってくるのかなと思ったりもしますので、その辺につきまして御解答いただけたらと思えます。

○議長（太田康文君） 教育次長。

○教育次長（仲山和史君） 今おっしゃっていただいたように、同日開催をしております。ただ、今言ったように案分をしておるかという案分をしておらず、一般会計のほうで全額支出をしておるところでございます。

○議長（太田康文君） 長尾重信議員。

○長尾重信君 同時開催でこの評価書をこしらえておるといことで、今後も今の形態のままで評価書、委員会等を開催していく予定でしょうか。

○議長（太田康文君） 教育次長。

○教育次長（仲山和史君） 組合の分も入るといことで、そこで案分をするのがいいのかどうかいうのも今後検討していきたいというふうに考えてございます。

○議長（太田康文君） 他に質問ないでしょうか。次に11ページ1目、学校管理費から、13ページ2目、教育振興費に係る部分で質疑ございますでしょうか。

木戸一善議員。

○木戸一善君 12ページの教育費、小学校費のところの使用料及び賃借料ですか。これ緑霊苑使用料、15万2,000円ですけども、これも11月に質問させていただいた件のところでございます。

やっぱり事実確認をいま一度しっかりと教えていただきたいという趣旨がまず1点ございます。事実確認を詳細に教えていただきたいと。あれから3カ月、やはり計上されてるんであれば質問させていただきたいというところです。11月にお話しさせていただいたので十分整理していただけたかなと思ってございます。事実確認の詳細をよろしく申し上げます。

じゃあ事実確認の詳細ですけども、小学校用地として広田小学校の用地、グラウンドかと思うんですけども、小学校用地として共同墓地、その隣接していた共同墓地の用地が必要になったというところ。これは正か非かと。多分そうだろうとは私は思っておりますので、それを前提とした上での事実確認でございます。共同墓地の移転完了までの事実経過をちょっと教えていただきたいというところでございます。

まず1点目、共同墓地移転の開始と移転完了の年月日と。これは非常に細かな数字になろうかと思うんですけども、持ち合わせてなければ後ほど本会議を終わってからでも、別の場で担当課の方から教えていただければ、それはそれで結構でございます。移転完了の年月日と。

2点目は共同墓地の集団移転として、緑霊苑に集団移転されたのかどうか。何名中何名が集団移転されたかっていうところ、そこも詳細に教えていただければありがたいんですが、後ほどでも結構でございます。

3点目は共同墓地の用地費用。もともと共同墓地の底地っていうのは多分個人の所有者さんだったと思うんですけども、3点目は共同墓地の用地費用。それから垣や柵、それあったかなかったかっていうのは私わからないですけども、記憶にはないんですけども、そういったものがあればの話ですけども、残存価値の補償費用であるとか。

それから墓床の移転費用である。それから仏事である、みたま抜きであるとか、移転後のみたま入れとか、そういったもろもろの仏事費用なんかも含めて公共補償では至便しているところかと思うんですけども、通常、必要な墓地移転費用の支払いがあったのかなかったのかと。で、いや支払い、そういったところは一切支払ってませんと。要はあくまでも現物補償ですので、緑霊苑に機能回復しましたというのであれば支払う必要はないんですけども、支払いのあったのかなかったのか。ない場合だったらやっぱり現物の機能と価値を緑霊苑に復元補償しましたっていう、そういう手法もあるかとは思うんですけども。そうだったのかどうかっていうところが3点目の質問でございます。

いずれにしても、機能向上分は補償してませんよねっていうところ、そこは確認させていただきたい。基本的にもともとあった共同墓地には修景樹木であるとか、水道施設であるとか、バケツであるとかですね、そういった類のものがなかったのに緑霊苑ではそういったものが確保されている。それはあくまでも機能向上分であるからそれは個人の至便でしていただくべきものであって、行政が公共補償でもってそれを至便するっていうのも、それは誤りであると考えてございます。

そういった機能向上分っていうのをたとえ1つでも補償していることにはなっていないのかどうかといったところ。ここがまず事実確認としてしっかりと教えていただきたい。そこがぐらついてくると、この先の議論いうのも当然拡散していつてしまいますので、そこをまずはきちんと教えていただきたいというところでございます。まず1点目の質問は以上でございます。

○議長（太田康文君） 教育次長。

○教育次長（仲山和史君） お答えをさせていただきます。まず1点目のその墓地の移転というのはいつごろであったかというところでございます。いろいろ詳細な資料を調べたんですが、一応資料が出てこなかったいうところもありますんで一部御容赦をいただきたいと思うんですが、一つ出てきましたのは、昭和60年2月ぐらいの日付

になっております。そこで当時の緑町と洲本市の小中学校組合の管理者である当時の緑町長から緑町に対して緑霊苑の使用についての協議書というものが出ております。これについては広田小学校の学校用地、校地拡張に伴う墓地移転先として緑霊苑を使用したいということで、関係書類を添えて協議しますというようなことで協議書が出されております。そのところによりますと、当時ですが、区画数は47区画がその墓地として緑霊苑で確保した区画数でございます。ただお一人で何区画も持っておられる方もおられますので、47人分かというというところではございませんので、その辺は御理解をいただきたいと思っております。で、そのときに永代使用料として1区画につき25万円と、あと年間の維持費といたしましては当時1区画につき3,000円。この維持費については毎年この組合から、小中学校組合のほうから緑町に支払うという条件でこの協議がなされております。それに対してその利用、使用についての回答ということが昭和60年4月1日に、当時の緑町長から学校組合の管理者に寄せられております。そのときには年間の維持費だけは毎年組合から緑町に支払うものとするということで、御了解をいただいたという経過が1つございます。

次の御質問についてですが、当時の用地の補償については、先ほども申しましたように詳細な資料が見当たりませんので、どこまで補償したかというのが定かではございません。で、垣根があったとか柵があったとかいうのも実は把握ができておりません。おっしゃられるように墓地等の改葬の場合の補償の算定の仕方としては、改葬料というので、遺骨の移転費、それプラス墳墓移転料ということで、墓石等の移転料、当然そこには先ほどおっしゃられたように柵であったり生け垣があった場合はそれらに含まれるということでございます。それと祭祀料というのがありまして、おっしゃっていただいたように、1回魂を抜くというようなことをして、それからまた新たなところで魂を入れるというようなことをするかと思うんですが、それらの読経料というのも補償でみれるということになってございます。どこまでそれを当時しておるかというのは資料が見当たりませんでしたのでお答えはできませんが、その当時を推

測しますとその組合が学校の校地を広げるに当たって墓地が障害になるということで、移転をいただく。その移転先を組合で確保したというのが、その緑霊苑に当たるのかなど。で、そこの永代使用料についてはその当時組合からお支払いをして、その場所を確保したというような経過かなというふうに思っております。その場所をずっと継続して確保するためには年間の共益費的な部分がかかってくるという部分がありますので、それについてはその年間の使用料というような部分を、いま組合が霊苑管理者であります南あわじ市に対してお支払いをしておるといふところが、今のところの事実かなというふうに思っております。その機能向上に当たるんじゃないかというところでございますが、霊苑として普通に維持管理をしていく上ではやはり通路であったり、水道っていうのは必要になってこようかと思えます。その部分について、これ補償ではなくって、その移転先をずっと確保するために市が支出をしておる、年間の維持管理費というような解釈を我々はしておるといふところでございます。以上でございます。

○議長（太田康文君） 木戸一善議員。

○木戸一善君 やっぱり、御説明は非常に不十分だと思います。これ、公共用地の補償基準っていうのがまず基本としてあって、それに基づいて確保、処理されてきたっていうのはこれは事実としては間違いないと私は判断しました。で、その中でやっぱりおかしいのは、その使用料である管理費である、それ未来永劫支払い続けるっていうのは、公共補償基準ではまず基本的にはあり得ない。それをね、支払うとすれば当然支払わざるを得ないというのであれば、例えば最大アップー30年間で1年分で幾らですか、かける30です。30年間、最大アップーで。で、それプラス要は慰謝料的な意味合いのもの。要は30年で区切りますからね。それ以上も50年も60年も末代まで使いますっていうのもあるでしょうからね。そこはプラスアルファとして慰謝料的なものも含めてっていうのが公共補償の基準の考え方。未来永劫100年200年支払い続けるっていうのは私はまずあり得ない。そこの理由を教えてください

というのが前回にも御質問させていただいたところの点でございます。

それと2点目、先ほどの、園路であるとか水道の使用料、水道施設も必要でしょっていわれて、それらの管理費ですわって。じゃあそれもともとその墓地にありましたかっていうところですよ。もともとの共同墓地にそれがなかったんであれば、それ完全に機能向上分ですから。支払うべきものではないと。ましてや未来永劫支払うべきものではないと。役所ってというのは行政ってというのは、全て関係する法令に基づいて仕事されてるんですよ。何にしても。済みません、ここで講釈ぶるつもりはないですけども、都市計画課であれば都市計画法に基づいてやってるんですよ。建設課であればいろんな河川法や道路法に基づいて仕事されとる。その中に公共補償なんかの法的なものもございます。その公共補償の管理基準はというと、どこに行き着くかっていうと、やっぱり最終的には民法に行き着いたり、基本的な六法に行き着くわけですよ。そこから基づいて公共補償基準なり全てつくられて全て役所の仕事、行政の仕事ってというのは全ての法律に基づいて仕事されとる。これは一大原則ですよ。その法に抵触してませんかというところ。私はその法的根拠を教えてくださいという心でございます。何を以て機能向上分に伴う管理費、毎年支払ってるんですか。その法的根拠、どこにあるんですかっていうところ。そこを教えてください。その部分の御答弁いただければ、それはやっぱり不当不法な支出ですよ、これは。と、私は解釈しています。ただね、いや、そうじゃなくってこういう事情があったんですよ、事情っていうのかな、こういう理由なんですよ、うんなるほどねというところ。そこがあるかもしれないし。あればそこを教えてくださいというところですよ。要は未来、済みません、時間もない中で申しわけないですけど、機能向上分を補償しているのかしていないのか、それに伴う未来永劫支払い続ける管理費、要は使用料という名前が変わってますけど。その法的根拠ってどこにありますかっていうところ。そこまで突っ込んで考えないと、これのよしあしってというのは御判断できませんよ。そこがぐらついてるものであれば、これは不法な支出って私は判断します。

そういった不法な支出の可能性が十分ある予算について、私はどうも賛同いたしかねる。本日の御答弁では。そう思われませんか。以上でございます。

○議長（太田康文君） 教育次長。

○教育次長（仲山和史君） 繰り返しの答弁になりますが、その当時の詳細な資料といふのを探しましたが出てこないという部分がございます。その交渉したときにどのような条件をつけて、どのような交渉をしたかという公証記録等々も残っておりませんので、これあくまで推測でしかしゃべれませんが、そのときにその年間の委託料的なものを、市がというか組合のほうで負担するので移転してくださいというような条件があったのではないかなというふうに考えておるところでございます。その交渉のときの経過なりがどのようなものであったのかが、詳細にならない限り我々もそれを判断しかねておるところでございますので、それがわからないと公共補償であるのかどうかとか、また未来永劫支払うのかどうかというような部分についてもお答えいたしかねるのかなというふうに考えているところでございます。

○議長（太田康文君） 管理者。

○管理者（守本憲弘君） ちょっと話があらぬところに行ってるような感じがいたしますので、私のほうでちょっと感じるところをお答え申し上げますけど、これ詳細はわからないという前提でなんですけども、1点目は水道が機能向上とおっしゃっておられるようですけれども、世の中進歩というのができておりますので、これも事実としてどうなのかはわかりませんが、恐らくその墓地には、昔の墓地であれば井戸ぐらいはあったのではないかと思います。共同墓地に移ったときにそこが井戸であったから共同墓地でも井戸を使えというわけにはいかんと思うんです。それはやっぱり同じ程度の利便性が提供しなければいけなし、それが代替物であってはいけないということはないと私は思います。

2点目のこの霊園使用料というのは、これが使用者に対してお支払いをしているようなものであれば、これは補償の一環というふうになるのかもしれませんが、この使

用料というのは組合が市に払っている、それは言ってみれば、場所を確保するための費用ということだというふうに思います。恐らく組合がその移転のときにその場所が使えるように確保しますというお約束をしたんだというふうに思いますけれども、それについてその場所を使う、確保するための必要最低限の費用として使ってるのではなかろうかというふうに思います。で、そのあたりの補償は、どの程度融通をきくのかということについて私も経験がございますので一つ申し上げますけれども、東日本大震災で被災された方々に対して賠償というのをやっております。これは東京電力が賠償するんですけれども、東京電力が事実上の国有の会社でございます。そこが被害にあわれたということで、避難地域から退去した方々に対して避難地域に残してきた家屋について損害賠償をしております。これは実際のところほぼその家屋なり土地なりの時価に近いというか、基準として実質それを使ってるということでございますので、本来であればそれを賠償すれば、次に国が仮に公共施設に使う、道路のために使うからといって賠償をするのは、普通であればやらない。今そういうことになろうかというふうに思いますけれども、やむを得ぬ事情に鑑みて、そういう地域を公共の用に供するときには、再度移転補償をしております。そういう、ある程度の融通性があるものだというふうに私は思いますので、これは過去、どういうやりとりがあってお約束をしたのかわからないんですけれども、やはりお約束として住民の方と結んだもの、これは守っていかなければいけないんだろうと思いますし、繰り返しですけれどもそれを住民の方に、その移転された方に払ってるわけではなくて、その方が同じ程度の便益を享受をするために組合が市に対してその場所料として払っているというものでございますのでですね、これ自体を移転補償というふうに考えなくてもいいのではなかろうかというふうに私は考えます。

○議長（太田康文君）木戸一善議員。

○木戸一善君 済みません、これはもう質問ではございませんので。私の思いだけをちょっと述べさせていただいて、この件については終了したいと思います。

今市長さんはいろいろとおっしゃられましたですけども、住民として今まで過去約束したからそれは守っていかなければならない、それはおかしいですよ。ひとたび契約してその契約内容に間違いがあればその時点で正していくというのが行政の務めですよ。一旦間違った協定とか約束事をしてしまった、だから未来永劫支払い続けるんですっていう、そういう論理っていうのは行政としてはあり得ないです。間違ってた、それがわかった時点でそれは改める、これが行政の務めです。こんなことあり得ないです。

そのかわり、住民の方はやっぱり怒り心頭になると思います。今まで約束してて、今さら何てこと言うんだと、そんな正論をぶちかましてきて、そんなの到底納得できない、それはごもつともですよ。私、地元の住民の方のほうの立場に回りますよ。それに対して行政はどうしますかっていうことです。間違いを正すという一大原則をもった上で、じゃあ今までその間違いに対してそれはね、当然その間違いに対してペナルティー、それは民法でもよくある話ですよ。それに対して幾らかの慰謝料的なもの、それは支払うべきですよ、間違いであれば、行政が。それが行政の仕事だと思えますし、それが世の常ですよ。そんな理屈は私あり得ないと思います。東日本被災の補償云々ということも言われましたですけども、事情に鑑み、やむを得ずこういう経緯に至りましたっていう。どの法的根拠を持ってそういうふうに言われてるんですかね。そんな解釈はあり得ないと思います。だから、納得、理解が全くできない。そういうところ私うかがってるんじゃないくてね、うん、なるほど、そうですね、それは当然でしょうというところを心として聞かせていただきましたんですけども、あり得ない。機能向上分っていうのも、やっぱり現物補償したら現物補償なんですよ、あくまでも。機能向上分っていうのはあり得ない。昔井戸があったかもわからない。それは今の御時世、水道っていう施設、それは妥当でしょうと。だから、その機能、あくまでも機能を補償したんだという考え方であればそれはそれで一つの、うん、なるほどとは思いますが。水道だけじゃないです。園路ですよ。共有園路ですよ。今までの現

物にもともとあった共同墓地の園路というのは私の記憶では確か非常に幅の狭い通路だったというふうに記憶しているんですけど。緑霊苑というのも私現地は見たことないんで、想定で申し上げて申しわけないかと思うんですけど、非常に幅広の園路があるんだったら、そこは非常に微妙だと思います。機能回復したのか、いやこれは機能向上分、そこは議論の余地がありますし、ましてや未来永劫支払うという、支払い続けるという。今後100年、200年、何千年単位でこの15万円を支払っていきましかつていう、そこの法的根拠をしっかりとっておかないと、非常に危ういと思いますよ。その御判断は。私思いますけど。御答弁は結構でございます。3回の質問ですんでね。それと時間も限られてきますので、この件についての質問は本日はこれで結構でございます。一つピリオドを打ちたいかなというふうに考えた。恐らくこれ以上議論しても、この議会で議論してももう無意味かなと。無意味じゃなくて別途、個別に勉強会みたいなものというか、意見交換会、そんな大そうなもんじゃないですけども、そういう場をもっといただければ私は喜んでお話しさせていただきたいと思うんですけど。そういったものももう聞く耳を持ちませんということであれば、私はこの件についてはここで一つピリオドを打ちたいと思います。今後どうこれを処理していくかっていうのも私自分自身で、これからのやり方っていうんですか。別の場で議論、別の場で解決していければなというふうに一つには考えてございます。でないと到底賛同できない、本日の市長さんの御答弁も含めての内容であれば。法的根拠、やっぱり最終的には法的根拠なんです。そこぐらついたら負けますよ。非常に危ういと思います。済みません、御答弁は結構でございますので以上でございます。

○議長（太田康文君） 他に質疑はありませんか。

次に14ページ、中学校費の1目、学校管理費から20ページ、地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高見込みに関する調書に係る分で質疑ございませんか。

では、これで質疑を終結いたします。

これより討論を行います。通告がありませんので討論なしと認めます。

議案第2号、令和2年度南あわじ市・洲本市小中学校組合一般会計予算を採決します。

お諮りします。本案は原案どおり決定することに御異議ありませんでしょうか。

(「異議あり」と呼ぶ者あり)

○議長(太田康文君) 異議がありますので、起立によって、それでは。異議がある場合は起立によって採決させていただきたいと思います。それでは起立採決をさせていただきます。

議案第2号、令和2年度南あわじ市・洲本市小中学校組合一般会計予算は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

起立多数です。したがって議案第2号、令和2年度南あわじ市・洲本市小中学校組合一般会計予算は原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第3号ないし日程第10号、議案第11号まで9件一括して提案理由の説明を求めます。

教育次長。

○教育次長(仲山和史君) ただいま上程をいただきました、議案第3号ないし議案第11号、9件一括して提案理由の御説明を申し上げます。

まず議案第3号、職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例制定について提案理由の御説明を申し上げます。

この条例は、職員が給与を受けながら職員団体のための業務及び活動ができる制限の特例として、現行の休日は南あわじ市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第9条のみとなっております。第8条の4第1項、時間外勤務の代休という項を追加するための所要の改正を行うものでございます。なお附則でこの条例は交付の日から施行するものと定めております。

続きまして議案第4号、南あわじ市・洲本市小中学校組合議会の議員その他非常勤

の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例制定について提案理由の御説明を申し上げます。

この条例改正は、会計年度任用職員制度の導入に伴い、報酬が日額で定められている職員の補償基礎額の規定に加え、給料を支給される職員の補償基礎額について常勤職員の公務災害補償に係る平均給与額の例によることとする規定を新たに整備するものでございます。なお附則でこの条例は令和2年4月1日から施行するものと定めております。

続きまして議案第5号、南あわじ市・洲本市小中学校組合監査員条例の一部を改正する条例について提案理由の御説明を申し上げます。

この条例改正は、現行条例中、第5条第1項にあります、法第75条第1項の規定による監査については選挙権を有する住民からの請求による事務執行監査であり、当小中学校組合は対象外であるために、ここの部分を削除するとともに条文中の表現等の整理を行うものでございます。なお、附則でこの条例中第1条の規定は交付の日から、第2条の規定は令和2年4月1日から施行するものと定めております。

続きまして議案第6号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について提案理由の御説明を申し上げます。

この条例改正は、学校医や新たに設置される委員会等の報酬額について、南あわじ市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例で定める報酬の額を準用するよう規定を整備するとともに条文中の表現等の整理を行うものでございます。なお附則でこの条例は令和2年4月1日から施行するものと定めております。

続きまして議案第7号、承認等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について提案理由の御説明を申し上げます。

この条例改正は、南あわじ市承認等の実費弁償に関する条例で定める条文を準用するよう規定を整備するとともに、条文中の表現等の整理を行うものでございます。なお附則でこの条例は交付の日から施行するものと定めております。

続きまして議案第 8 号、職務に専念する義務の特例に関する条例の一部を改正する条例制定について提案理由の御説明を申し上げます。

この条例改正は、現行条例において職務に専念する義務の免除規則がないため、南あわじ市職員の職務に専念する義務の特例に関する規則を準用するよう規定するものでございます。なお附則でこの条例は交付の日から施行するものと定めております。

続きまして議案第 9 号、南あわじ市・洲本市小中学校組合職員定数条例の一部を改正する条例制定について提案理由の御説明を申し上げます。

この条例改正は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行による会計年度任用職員制度導入に伴い、所要の改正を行うものでございます。なお附則でこの条例は令和 2 年 4 月 1 日から施行するものと定めております。

続きまして議案第 10 号、南あわじ市・洲本市小中学校組合情報公開条例の一部を改正する条例制定について提案理由の御説明を申し上げます。

この条例改正は、南あわじ市情報公開条例で定める条文を準用するよう規定を追加するとともに条文中の表現等の整理を行うものでございます。なお附則でこの条例は交付の日から施行するものと定めております。

続きまして議案第 11 号、南あわじ市・洲本市組合立学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例制定について提案理由の御説明を申し上げます。

この条例改正は、南あわじ市立学校施設の開放に関する条例との統一性をはかる目的で社会教育の一環として施設を使用するときの使用料減免対象となる規定を整備するとともに条文中の表現等の整理を行うものでございます。なお附則でこの条例は交付の日から施行するものと定めております。

以上で、議案第 3 号ないし議案第 11 号、9 件一括しての提案理由の説明とさせていただきます。慎重御審議の上、適切なる御決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（太田康文君） 提案理由の説明が終わりました。これより質疑を行います。

質疑は 1 議案ごとに行います。

議案第3号、職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例制定について質疑はございませんか。

なしと認めます。

これより討論を行います。通告がありませんので、討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第3号、職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(太田康文君) なしと認めます。

したがって、議案第3号、職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例制定については原案のとおり可決されました。

次に議案第4号、南あわじ市・洲本市小中学校組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例制定について質疑はございませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

これより討論を行います。通告がありませんので、討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第4号、南あわじ市・洲本市小中学校組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例制定について、を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(太田康文君) なしと認めます。

したがって、議案第4号、南あわじ市・洲本市小中学校組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例制定について、は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号、南あわじ市・洲本市小中学校組合監査委員条例の一部を改正する条例制定について質疑ございませんか。

なしと認めます。

これより討論を行います。通告がありませんので、討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第5号、南あわじ市・洲本市小中学校組合監査委員条例の一部を改正する条例制定について、を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(太田康文君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号、南あわじ市・洲本市小中学校組合監査委員条例の一部を改正する条例制定については原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について、質疑ございませんか。

質疑なしと認めます。

それでは、これより討論を行います。通告がありませんので、討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第6号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(太田康文君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定については原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号、証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定について、質疑はございませんか。

質疑なしと認めます。

これより採決を行います。議案第7号、証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定について、を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(太田康文君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号、証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定については原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号、職務に専念する義務の特例に関する条例の一部を改正する条例制定について、質疑はございませんか。

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。通告がありませんので、討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第8号、職務に専念する義務の特例に関する条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(太田康文君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号、職務に専念する義務の特例に関する条例の一部を改正する条例制定については原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号、南あわじ市・洲本市小中学校組合職員定数条例の一部を改正する条例制定について、質疑はございませんか。

長尾重信議員。

○長尾重信君 確認だけをさせていただけたらと思います。改正の第3条、職員定数の第3号が、公立学校の職員2名が現行ではございますが、改正案ではこれが削除されてございます。学校職員、用務員さんかなと思われまじくても、この方については正規職員ということの今後予定がないということで削除されたのか、それとも前後の1、

2号の中のどれかに含まれるということで削除されたのか、その辺を1点確認をさせていただけたらと思います。

それから、改正案の2条の「臨時的任用される職員」という言葉が出てございますけども、これは地方公務員法の22条の1号あるいは2号の職員をさすのかどうか。いや、そうではないですよ、22条の3の臨時的な職員をさすのかどうか、これによって定数の考えが違ってくるのかなと思ったりは個人的にはしますので、もし22条の2の3号やったと思います。その方だけを臨時的任用される職員ということで指すのであれば、この1号なり2号の改正それぞれ3名あるいは16名の兼務ということになってございますけども、これが用務員さんの場合、兼務という形で含まれるのであればですけども、なるんかどうかというのは確認をさせていただけたらというところでございます。

○議長（太田康文君） 教育次長。

○教育次長（仲山和史君） 学校用務員につきましては、新たに今度できます、会計年度任用職員の枠で今後採用していくということで今回3番の部分、現行の3行の（3）を削除したというところでございます。今後も会計年度任用職員で対応していくということでございます。

○議長（太田康文君） 長尾重信議員。

○長尾重信君 今の次長の話でしたら、会計年度任用職員でいくということですけども、会計年度任用職員については地方公務員法の22条の2の職員かなと思いますが、先ほど言いましたように、22条の3の職員が臨時的任用される職員、今までの臨時職員という解釈はどうでしょうか。それによって定数が変わってくるのかなと思いますので。

○議長（太田康文君） 教育次長。

○教育次長（仲山和史君） ちょっと調べますので、お時間をいただきたいと思います。

○議長（太田康文君） 暫時休憩します。お昼にしますか。もう一回再開して休憩時間

を言ったらいいですかね。わかりました。じゃあ13時からでいいですね。

再開します。それでは13時まで暫時休憩とさせていただきます。再開は13時とさせていただきます。

(休 憩)

○議長（太田康文君） 再開します。教育次長。

○教育次長（仲山和史君） 先ほどの御質問に対しての答弁をさせていただきます。

定数条例の部分でございまして、学校用務員についてはどうなのかということでございました。学校用務員につきましては、新たな地方公務員法の第22条の2項に該当するいわゆる会計年度任用職員という位置づけになってございまして、それで採用させていただきますが、定数にはカウントされないということで御答弁とさせていただきます。

○議長（太田康文君） よろしいですか。長尾重信議員。

○長尾重信君 今、次長のほうから地方公務員法22条の2については先ほど言いました会計年度任用職員ということで、定数に入らないという回答でございましたが、この改正で1回目に申し上げました公立学校の職員2名について削除したということで、この方については用務員だという認識をさせていただくところでございますけれども、この定数に、そうしたら用務員さんが入ってこないということは、22条の2の会計年度任用職員で採用していると、この方々につきましては任用の継続という部分は可能かなと思いますが、今後とも正規職員を用務員として採用せず22条の2の職員といたしますかね、その方ですつとといいますか、継続的に雇用していくんだという解釈でよろしいでしょうか。

○議長（太田康文君） 教育次長。

○教育次長（仲山和史君） 今おっしゃっていただいたとおりで、今後も会計年度任用職員として学校用務員を位置づけていくということでございます。

○議長（太田康文君） よろしいですか。他に質疑はありませんか。

ないようですので質疑を終結します。

これより討論を行います。通告がありませんので、討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第9号、南あわじ市・洲本市小中学校組合職員定数条例の一部を改正する条例制定について、を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(太田康文君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号、南あわじ市・洲本市小中学校組合職員定数条例の一部を改正する条例制定について、は原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号、南あわじ市・洲本市小中学校組合情報公開条例の一部を改正する条例制定について、質疑はございませんか。

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。通告がありませんので、討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第10号、南あわじ市・洲本市小中学校組合情報公開条例の一部を改正する条例制定について、を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(太田康文君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号、南あわじ市・洲本市小中学校組合情報公開条例の一部を改正する条例制定について、は原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号、南あわじ市・洲本市組合立学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例制定について、質疑はございませんか。

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。通告がありませんので、討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第11号、南あわじ市・洲本市組合立学校施設の開

放に関する条例の一部を改正する条例制定について、を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（太田康文君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号、南あわじ市・洲本市組合立学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例制定について、は原案のとおり可決されました。

日程第16、議案第12号、南あわじ市・洲本市小中学校組合条例の整備に関する特別措置条例を廃止する条例制定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。教育次長。

○教育次長（仲山和史君） ただいま上程をいただきました、議案第12号、南あわじ市・洲本市小中学校組合条例の整備に関する特別措置条例を廃止する条例制定について、提案理由の御説明を申し上げます。

この条例につきましては現行条例による用字用語、形式等を統一した表現に整備するための特別措置を受ける条例が該当がないため、今回廃止するものでございます。

なお、附則でこの条例は令和2年4月1日から施行するものと定めております。

以上、議案第12号、南あわじ市・洲本市小中学校組合条例の整備に関する特別措置条例を廃止する条例の制定について、提案理由の説明とさせていただきます。慎重御審議の上、適切なる御決定を賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（太田康文君） 提案理由の説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。通告がありませんので、討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第12号、南あわじ市洲本市小中学校組合条例の整備に関する特別措置条例を廃止する条例制定について、を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(太田康文君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第12号、南あわじ市・洲本市小中学校組合条例の整備に関する特別措置条例を廃止する条例制定については原案のとおり可決されました。

日程第17号、議案第13号ないし日程第24号、議案第20号まで8件一括して提案理由の説明を求めます。教育次長。

○教育次長(仲山和史君) ただいま上程をいただきました、議案第13号ないし議案第20号、8件一括して提案理由の説明を申し上げます。

まず議案第13号、南あわじ市・洲本市小中学校組合行政手続条例制定について提案理由の御説明を申し上げます。この条例制定は、行政手続法(平成5年法律第88号)第46条の規定に基づき、処分、行政指導及び届け出に関する手続に関し、共通する事項を定めることによって行政運営における公正の確保と透明性の向上をはかり、もって南あわじ市・洲本市小中学校組合を組織する市の住民の権利、利益、保護に資することを目的とし、必要事項を定めるものでございます。なお、附則でこの条例は令和2年4月1日から施行するものと定めております。

続きまして、議案第14号、南あわじ市・洲本市小中学校組合行政不服審査会条例制定について提案理由の説明を申し上げます。

この条例制定は行政不服審査法(平成26年法律第68号)第81条第1項の規定に基づき、南あわじ市・洲本市小中学校組合が設置する南あわじ市・洲本市小中学校組合行政不服審査会に関し必要な事項を定めるものでございます。なお、附則でこの条例は令和2年4月1日から施行するものと定めております。

続きまして、議案第15号、南あわじ市・洲本市小中学校組合教育に関する事務の点検及び評価委員会条例制定について提案理由の御説明を申し上げます。

この条例制定は地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定に基づき、南あわじ市・洲本市小中学校組合が設置する南あわじ市・洲本市小中学校組

合教育に関する事務の点検及び評価委員会に関し、必要な事項を定めるものでございます。

なお、附則でこの条例は令和2年4月1日から施行するものと定めております。

続きまして、議案第16号、南あわじ市・洲本市小中学校組合いじめ問題対策連絡協議会等条例制定について提案理由の説明を申し上げます。

この条例制定は、いじめ防止対策推進法の規定に基づき、南あわじ市・洲本市小中学校組合が設置する南あわじ市・洲本市小中学校組合いじめ問題対策連絡協議会等に関し必要な事項を定めるものでございます。

なお、附則でこの条例は令和2年4月1日から施行するものと定めております。

続きまして、議案第17号、南あわじ市・洲本市小中学校組合個人情報保護条例制定について提案理由の説明を申し上げます。

この条例制定は、個人情報の適正な取り扱いの確保に関する必要事項を定め、南あわじ市・洲本市小中学校組合が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにすることにより、個人の権利利益の保護をはかり、もって個人の人格及び尊厳の尊重に寄与することを目的とし、必要事項を定めるものでございます。

なお、附則でこの条例は令和2年4月1日から施行するものと定めております。

続きまして、議案第18号、南あわじ市・洲本市小中学校組合職員の分限及び懲戒に関する手続及び効果に関する条例制定について提案理由の説明を申し上げます。

この条例制定は、地方公務員法第27条第2項、第28条第3項及び第4項、並びに第29条第4項の規定に基づき、職員の意に反する休職の理由並びに職員の意に反する降任、免職、休職及び懲戒の手続及び効果並びに失職の例外について必要な事項を定めるものでございます。

なお、附則でこの条例は公布の日から施行するものと定めております。

続きまして、議案第19号、南あわじ市・洲本市小中学校組合会計年度任用職員の

給与及び費用弁償に関する条例制定について提案理由の説明を申し上げます。

この条例制定は、地方公務員法及び地方自治法が改正され会計年度任用職員制度が創設されることに伴い、現在の嘱託職員及び臨時職員としての任用はパートタイム会計年度任用職員に移行されるため新たに条例を制定するものでございます。

なお、附則でこの条例は令和2年4月1日から施行するものと定めております。

最後になりますが、議案第20号、南あわじ市・洲本市小中学校組合行政財産使用料徴収条例制定について、提案理由の説明を申し上げます。

この条例制定は、地方自治法第238条の4第7項の規定に基づき、別に定めるもののほか、行政財産の使用を許可した場合において使用者から徴収する使用料及びその徴収の方法等に関し、必要な事項を定めるものでございます。

なお、附則でこの条例は令和2年4月1日から施行するものと定めております。

以上で、議案第13号ないし議案第20号、8件一括しての提案理由の説明とさせていただきます。慎重御審議の上、適切なる御決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（太田康文君） 提案理由の説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑は1議案ごとに行います。

議案第13号、南あわじ市・洲本市小中学校組合行政手続条例制定について、質疑はございますか。

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。通告がありませんので、討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第13号、南あわじ市・洲本市小中学校組合行政手続条例制定について、を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（太田康文君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第13号、南あわじ市・洲本市小中学校組合行政手続条例制定については原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号、南あわじ市・洲本市小中学校組合行政不服審査会条例制定について、質疑はございませんか。

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。通告がありませんので、討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第14号、南あわじ市・洲本市小中学校組合行政不服審査会条例制定についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(太田康文君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第14号、南あわじ市・洲本市小中学校組合行政不服審査会条例制定については原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号、南あわじ市・洲本市小中学校組合教育に関する事務の点検及び評価委員会条例制定について、質疑はございませんか。

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。通告がありませんので、討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第15号、南あわじ市・洲本市小中学校組合教育に関する事務の点検及び評価委員会条例制定について、を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(太田康文君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第15号、南あわじ市・洲本市小中学校組合教育に関する事務の点検及び評価委員会条例制定について、は原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号、南あわじ市・洲本市小中学校組合いじめ問題対策連絡協議会

等条例制定について質疑はございませんか。

間森和生議員。

○間森和生君 議案16号について、幾つか質問したいと思います。まず1点目ですけども、いじめ問題というのは全国でいろいろ起こっているわけですが、学校での対応だけでなく、行政間の的確な迅速な対応が非常に大切だというふうに思います。そういう点で、この連絡協議会の条例制定は非常に大事かなと思うんですけども、今回新たに条例制定ということですので、今まではこの広田小中でね、挙がっていた事案については、どういうところで協議をされてきたのか、それを伺いたいと思います。

○議長（太田康文君） 学校教育課長。

○学校教育課長（山川直樹君） ただいまの御質問にお答えします。

これは今回挙げているものではございますが、市のほうで既に26年度南あわじ市いじめ防止基本方針を策定しておりますので、その際に条例も制定しまして、市の条例で基づいた協議会の中でこのいじめ問題については協議を続けておりました。

○議長（太田康文君） 間森和生議員。

○間森和生君 今まで南あわじ市が既に27年3月に条例制定されていますので、多分それで協議の中で広田の小中の問題は協議されてきたと思うんですけども、その点でお伺いしていきますが、今回出されてる条例の委員の選任の問題ですね。ここには第4条の2項の1から9まで、ずっと委嘱のメンバーが書かれていますけども、これらのメンバーについては南あわじ市のいじめ問題対策連絡協議会のメンバーと重複するのかどうか、それについて伺います。

○議長（太田康文君） 学校教育課長。

○学校教育課長（山川直樹君） 委員につきましては、同じメンバーでございます。

○議長（太田康文君） 間森和生議員。

○間森和生君 それではもう一点。この中に対策委員会というのがありますが、対策委員会のメンバーの中には、1から6まであります。南あわじ市の場合は小中学校のス

クールカウンセラーっていうふうになってますけども、この組合立の場合は組合立小学校及び中学校スクールカウンセラーがこの対策委員会の委員のメンバーとして入ってますので、例えばね、広田小中の問題が出てきたときにはこの小中のスクールカウンセラーが参加するのか、それともこの対策委員会には南あわじ市全体の各小中学校にいらっしゃるスクールカウンセラーも全員参加をして対策するのか、そのあたりについてはどういうふうな、対策委員会の対応についてどういう対応になるんでしょうか。それを伺います。

○議長（太田康文君） 学校教育課長。

○学校教育課長（山川直樹君）そこに挙げておりますとおりの選考には実際になっておりませんで、スクールカウンセラーの方は現在入っておられません。スクールソーシャルワーカーと他の近い方で、それからお医者様、精神科の方等も入っていただきながら、話はさせていただいております。それで、広田小学校とか限定ではなく、市内全部、広田小学校も含めてこの中では協議しておりますので、同じように対策を進めさせていただきます。

○議長（太田康文君）他に質疑はありませんでしょうか。ないようですので、これで質疑を終結いたします。

これより討論を行います。通告がありませんので、討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第16号、南あわじ市・洲本市小中学校組合いじめ問題対策連絡協議会等条例制定についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（太田康文君）異議なしと認めます。

したがって、議案第16号、南あわじ市・洲本市小中学校組合いじめ問題対策連絡協議会等条例制定については原案のとおり可決されました。

次に、議案第17号、南あわじ市・洲本市小中学校組合個人情報保護条例制定につ

いて、質疑はございませんか。

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。通告がありませんので、討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第17号、南あわじ市・洲本市小中学校組合個人情報保護条例制定についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(太田康文君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第17号、南あわじ市・洲本市小中学校組合個人情報保護条例制定については原案のとおり可決されました。

次に、議案第18号、南あわじ市・洲本市小中学校組合職員の分限及び懲戒に関する手続及び効果に関する条例制定について、質疑はございませんか。

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。通告がありませんので、討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第18号、南あわじ市・洲本市小中学校組合職員の分限及び懲戒に関する手続及び効果に関する条例制定について、を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(太田康文君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第18号、南あわじ市・洲本市小中学校組合職員の分限及び懲戒に関する手続及び降下に関する条例制定について、は原案のとおり可決されました。

次に、議案第19号、南あわじ市・洲本市小中学校組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例制定について、質疑はございませんか。

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。通告がありませんので、討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第19号、南あわじ市・洲本市小中学校組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例制定についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(太田康文君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第19号、南あわじ市・洲本市小中学校組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例制定については原案のとおり可決されました。

次に、議案第20号、南あわじ市・洲本市小中学校組合行政財産使用料徴収条例制定について、質疑はございませんか。

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。通告がありませんので、討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第20号、南あわじ市・洲本市小中学校組合行政財産使用料徴収条例制定について、を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(太田康文君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第20号、南あわじ市・洲本市小中学校組合行政財産使用料徴収条例制定について、は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。会議を閉じます。令和2年第1回南あわじ市・洲本市小中学校組合議会定例会を閉会します。

副管理者、洲本市長、竹内通弘君より挨拶がございます。洲本市長、竹内通弘君。

○副管理者(竹内通弘君) 本日の令和2年第1回南あわじ市・洲本市小中学校組合議会定例会の閉会に当たりまして、一言御礼を申し上げます。

本日、御提案申し上げました案件につきましては、令和元年度一般会計補正予算、令和2年度一般会計予算、条例制定に関する案件でございましたが、議員各位の慎重

なる御審議と適切妥当な御決定をいただき、ここに無事議了し、閉会できますことに厚く御礼申し上げます。

さて、学校現場では1年の締めくくりの時期を迎えております。子供たちが卒業式、終業式を無事に事故なく迎えられるように、皆様方ともども祈念しながら見守りたいと存じます。議員の皆様方におかれましては、これからも変わらぬ御支援、御鞭撻をお願い申し上げます。簡単措辞ではございますが閉会の御挨拶とさせていただきます。本日はまことにありがとうございました。

○議長（太田康文君） 閉会に当たり、一言御挨拶申し上げます。

本定例会では、令和元年度一般会計補正予算、令和2年度一般会計予算、条例制定案件について審議をお願いいたしましたが、議員各位の御精励により、無事議了することができ、閉会を宣告できましたことはまことに御同慶の至りでございます。

議員各位を初め、執行部の皆様にはお体を御自愛なされまして、ますますの御活躍を心からお祈り申し上げます。閉会の御挨拶とさせていただきます。

本日はありがとうございました。

午後 1時35分 閉会